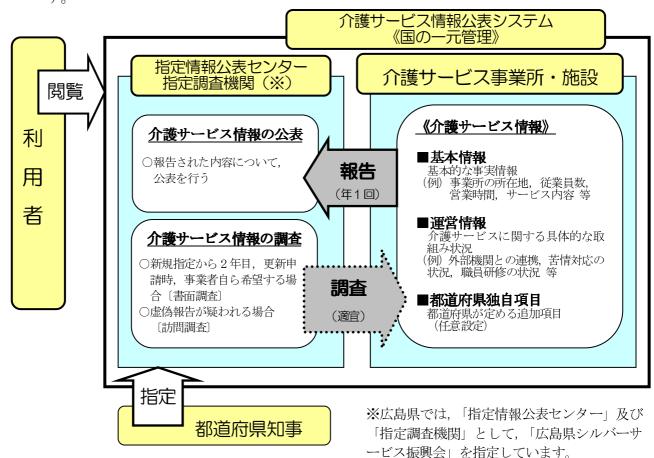
介護サービス情報の公表制度について

1 制度の概要

介護保険法に基づき、平成 18 年 4 月からスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みです。

2 制度の仕組み

- ○介護サービス事業所は、年1回、直近の介護サービス情報を都道府県に報告します。
- ○都道府県は、事業所から報告された内容についてインターネットで公表します。また、報告内容について調査が必要と認める場合は、事業所・施設に対して調査を実施します。



3 平成25年度の介護サービス情報の公表制度の実施について(予定)

111111111111111111111111111111111111111						
区 分	H25.4∼6	7~9	10~12	H26. 1∼3		
計画策定						
依頼						
報告						
調査						
公表						

※平成25年度における報告対象事業所数等(主要サービス分:見込)

·報告対象: 4, 817事業所

・調査対象: 1, 710事業所(新規指定から2年目:210/更新申請:1,500)

[参考] 平成24年度の報告・調査・公表計画(主要サービス分) (単位:事業所数)

2 JJ 1 13/N			- 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一		<u> </u>	(十1並	· + 10/1/200
区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
依頼	1,088	1,092	1,091	929			4, 200
報告		1,088	1,092	1,091	929		4, 200
調査			137	144	121		402
公表			957	1,087	1, 113	1,043	4, 200

○ 特定福祉用具販売事業所に係る介護報酬支払実績の確認について

平成24年度中に特定(介護予防)福祉用具販売の対価として支払いを受けた額が100万円以下の事業所は、平成25年度の公表制度の対象外となりますので、後日県から送付する対象外届の提出のご案内をご確認のうえ、該当する場合は提出期限までに県まで届け出を行ってください。

※その他のサービス事業所については、広島県国民健康保険団体連合会に当該実績額の確認を行うため、提出は必要ありません。

4 報告及び書面調査に関する留意事項

(1)報告に関する留意事項

- ・報告対象事業所については、県が定める計画(ホームページに掲載予定)に記載されるほか、指定情報公表センターから通知いたしますので、報告期日までに報告を行ってください。
- ・原則、報告された内容がそのままインターネット上で公表されることとなりますので、各事業所において十分に確認したうえで報告を行ってください。
- ・その他、指定情報公表センターからの報告依頼通知の内容に留意してください。

(2) 書面調査に関する留意事項

- ・書面調査対象事業所については、「運営情報」のチェック項目で「あり」と報告した項目について、すべて書面調査の対象となります。該当のチェック項目の内容について確認できる文書・記録等の写しを1部指定調査機関に提出してください。
- ・その他、指定調査機関からの通知内容に留意してください。

5 平成24年度における主な問合せ事項等についての回答

区分	質問事項	回答
報告期日	○報告の提出期日はいつか。	〇報告期日は、報告対象事業所ごとに
		県が定める計画の中で定めている。
		県のホームページで確認していた
		だくか,各報告対象事業所宛てに指
		定情報公表センターから発出する
		「報告依頼通知」にも記載されてい
		るので、それで確認できます。
公表対象	○昨年度の介護報酬の支払実績が	○原則, 当該事業所については, 介護
	100 万円未満であれば,公表を行	サービス情報の報告の義務は生じ
	うことはできないか。	ませんが、特に公表を希望される事
		業所について、報告を妨げるもので
		はありません。公表を希望する場合
		は、指定情報公表センター又は県の
		介護保険課までご連絡ください。